

県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

○県立中学校管理規則（平成十九年千葉県教育委員会規則第十六号）に関する資料

改正案	現行
<p>(履歴書)</p> <p>第五十三条 校長は、職員（事務職員を除く。）が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>第五十四条 削除</u></p>	<p>(履歴書)</p> <p>第五十三条 校長は、職員（事務職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>(出勤簿)</u></p> <p><u>第五十四条 校長は、職員の出勤簿を作成しておかなければならない。</u></p> <p><u>2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</u></p>